

財政健全化法に基づく 健全化判断比率等の状況 (令和7年度決算) 福島県伊達郡桑折町		健全 化 判 断 比 率	実質赤字比率		— %	実質公債費比率				
			連結実質赤字比率		— %					
			実質公債費比率		8.0 %					
			将来負担比率		— %					
実質赤字比率										
区 分						決算額				
実 質 赤 字 額	繰上充用額		①	0						
	支払繰延額		②	0						
	事業繰越額		③	0						
	標準財政規模		④	3,945,424						
実質赤字比率 ①+(②+③)／④						— %				
連結実質赤字比率				資金不足比率						
区 分						決算額		比率は、 資金の不足額/ 事業の規模× 100 により算出		
実質収支						319,892		事業の規模＝ 営業収益の額－ 受託工事収益の 額		
一般会計等						196,554				
一般会計						(1) 196,554				
公営企業会計以外の特別会計						123,338				
国民健康保険特別会計(事業勘定)						(2) 27,240				
後期高齢者医療特別会計						(3) 661				
介護保険特別会計(保険事業勘定)						(4) 95,437				
資金の不足額(負数)又は剰余額(正数)						836,376		※資金の不足額 がないため「－」		
法適用企業						836,376				
水道事業会計						(5) 764,135				
下水道事業会計						(6) 72,241				
連結実質赤字額 (1)～(6)の計						A 0		(水道)事業の規模		
※連結実質赤字額は、赤字の場合は正数、黒字の場合は0と表示						305,152		(下水道)事業の規模		
標準財政規模						B 3,945,424		64,881		
連結実質赤字比率 A／B×100						— %				
規 模 の 内 訳	標準税収入額等				1,962,712					
	普通交付税額				1,982,712					
	臨時財政対策債発行可能額				0					
	1 決算額の単位は、全て千円。									
2 早期健全化基準及び財政再生基準(各比率連記)										
・実質赤字比率 15.00% — 20.00%										
・連結実質赤字比率 20.00% — 30.00%										
・実質公債費比率 25.0% — 35.0%										
・将来負担比率 350.0% — なし										
3 公営企業の資金不足比率に係る経営健全化基準 20.0%										
※2, 3 は財政健全化法施行令に基づく基準										
総務省HPより抜粋										
https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index3.html										

実質公債費比率						
区 分		R5決算額	R6決算額	R7決算額		
分	公債費充当一般財源等額(繰上償還額・満期一括償還地方債の元金分は除く)	ア 464,029	420,986	409,068		
	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金(年度割)相当額等	イ 0	0	0		
	公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金	ウ 160,065	132,007	120,882		
	一部事務組合等の起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる補助金又は負担金	エ 82,281	78,509	69,571		
	債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	オ 0	0	0		
	一時借入金の利子	カ 0	0	0		
	災害復旧費等に係るもの	キ 268,418	252,154	235,051		
	事業費補正により算入された公債費	ク 87,903	98,609	96,851		
	密度補正により算入された元利償還金及び準元利償還金	ケ 19,807	17,973	16,097		
	(地方債の元利償還額を基礎としたものに限る)					
(ア～カの計)－(キ～ケの計)…実質的な公債費		C 330,247	262,766	251,522		
母	標準財政規模	コ 3,815,845	3,907,891	3,945,424		
	キ～ケの計	サ 376,128	368,736	347,999		
	コーサ	D 3,439,717	3,539,155	3,597,425		
	単年度実質公債費比率 C／D×100	9.60099%	7.42454%	6.99172%		
実質公債費比率(3カ年平均)		8.0%				
将来負担比率						
区 分			決算額			
分	将来負担額	一般会計等の地方債年度末現在高	a	3,791,760		
		債務負担行為に基づく支出予定額	b	21,078		
		公営企業債の元金償還に対する一般会計等負担見込額	c	1,027,882		
		一部事務組合等の起こした地方債の元金償還に対する一般会計等負担金見込額	d	563,655		
		退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額	e	560,756		
		設立法人の負債等に対する一般会計負担見込額	f	0		
		連結実質赤字額	g	0		
		組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額	h	0		
	子	充当可能財源等	充当可能基金年度末現在高	i	3,171,093	
			特定の歳入見込額	j	198,528	
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額			k	3,339,009		
将来負担額(a～hの計)－充当可能財源等(i～kの計)…実質的な将来負担額			E	▲ 743,499		
母	基準財政需要額	標準財政規模	l	3,945,424		
		災害復旧費等に係るもの	m	235,051		
		事業費補正により算入された公債費	n	96,851		
		密度補正により算入された元利償還金及び準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎としたものに限る)	o	16,097		
	標準財政規模(l)－基準財政需要額算入公債費等(m～oの計)			F	3,597,425	
	将来負担比率 E／F×100			—		
	令和7年度実質公債費比率及び将来負担比率の主な項目の内訳					
	ウ	水道事業 534	b	堰向工業団地売却損失補償 18,759	d	公立藤田病院組合 244,716
		下水道事業 120,348		土地改良施設維持管理適正化事業拠出金 2,319		伊達地方衛生処理組合 6,041
イ	公立藤田病院組合 46,492		水道事業 5,292		伊達地方消防組合 312,898	
	伊達地方衛生処理組合 2,305	c	下水道事業 1,022,590	j	災害公営住宅家賃対策事業補助金 162,933	
	伊達地方消防組合 20,774				災害援護貸付金償還金 3,865	
					公営住宅使用料 31,730	

財政健全化法に基づく桑折町の健全化判断比率等について (令和7年度決算)

実質赤字比率 令和7年度 なし (早期健全化基準15.00%)

- ・標準財政規模に対して、一般会計等の実質赤字額が占める割合。
- ・赤字の程度を指標化したもので、財政運営の悪化の度合いを示します。
- ・桑折町の令和7年度決算においては赤字が発生しなかったため、この比率には該当しませんでした。

連結実質赤字比率 令和7年度 なし (早期健全化基準20.00%)

- ・指標化の考え方は実質赤字比率と同じです。異なる点は、公営企業会計を含む全ての特別会計の赤字・黒字も合算(連結)して、桑折町全体としての赤字の程度を指標化する点です。
- ・令和7年度決算においては実質赤字比率同様、連結による赤字が発生しなかったため、この比率には該当しませんでした。
- ・また、単独での赤字会計ありませんでした。

実質公債費比率 【8.0%】(対前年度 -0.8%) (早期健全化基準25.0%)

- ・標準財政規模に対して、一般会計が負担する借入金返済額やこれに準じる支出額が占める割合の3カ年平均値。
- ・一般会計が直接借り入れたものだけでなく、公営事業会計や一部事務組合の借入金返済に係る負担も含まれます。
- ・町として年間どの程度を借金の返済に充てているかを指標化したもので、一般会計の資金繰りの悪化の度合いを示します。
- ・令和7年度の比率は、令和5年度～令和7年度の3カ年度の平均をとったものになります。
- ・当町の実質公債費比率は、一般公共事業等債・H16同意等債臨時地方道整備事業債等の償還終了による元利償還金の減等により分子である元利償還金が減少し、単年度実質公債費比率は低下し、3カ年度の平均としても0.8ポイント減少しました。

将来負担比率 【なし】(対前年度 同様算定なし) (早期健全化基準350.0%)

- ・標準財政規模に対して、一般会計が将来負担する借入金返済額や、実質的に将来支払っていく可能性のある負担額の決算年度末における残高が占める割合。
- ・公営事業会計、一部事務組合、地方公社や損失補償をしている出資法人などに対する実質的な負担を含めた一般会計の将来負担見込額から、基金など地方債の償還などに充てることができる財源(充当可能財源)を控除したものが、標準的な年間収入の何年分に相当するのかを指標化したもので、地方債償還などの負担が将来の町財政を圧迫する可能性の度合いを示します。
- ・当町の将来負担比率は、地方債の償還が着実に進展したことにより地方債残高が減少し、さらに公債費に充当可能な基金残高が増加したことで、算定されませんでした。

★桑折町の令和7年度決算における各比率の対象となる会計等区分一覧

一般会計等			一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
公営事業会計			国民健康保険特別会計(事業会計)		資金不足比率	※公営企業会計 ことに算定	公債費に係る負担がないため 本町では比率の対象外	
			後期高齢者医療特別会計					
			介護保険特別会計(保険事業勘定)					
公営企業会計	法適	水道事業会計		資金不足比率	※公営企業会計 ことに算定	公債費に係る負担がないため 本町では比率の対象外		
		下水道事業会計						
	法非適							
一部事務組合等			公立藤田病院組合		資金不足比率	※公営企業会計 ことに算定	公債費に係る負担がないため 本町では比率の対象外	
			伊達地方衛生処理組合					
			伊達地方消防組合					
			福島地方水道用水供給企業団					
			福島県市町村総合事務組合					
			福島県後期高齢者医療広域連合					
			福島県伊達郡国見町桑折町有北山組合					
地方公社			福島地方土地開発公社		資金不足比率	※公営企業会計 ことに算定	公債費に係る負担がないため 本町では比率の対象外	
第三セクター			—					